

児童デイサービスセンター *For You* ご利用料金一覧

【児童発達支援】

(円)

項目	サービス内容	自己負担額	
基本単価	利用定員が10人以下の場合	620	
児童指導員等配置加算	従事者のうち、1以上が児童指導員等である場合に算定	12	
児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者を専任で配置	205	
指導員加配加算	基準より児童指導員を多く配置	195	
	基準より指導員を多く配置	183	
家庭連携加算	保護者の同意を得て、居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に1月につき2回を限度として算定	1時間未満	187
		1時間以上	280
事業所内相談支援加算	保護者の同意を得て、30分以上、当該障害児のサービス提供の時間以外に、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に1月につき1回を限度として算定	35	
訪問支援特別加算	継続的に利用している障害児が、中5日以上連続して利用がなかった場合、居宅を訪問して家族等と連絡調整・働きかけ・見直し等を行った場合に1月につき2回を限度として算定	1時間未満	187
		1時間以上	280
欠席時対応加算	前々日までに、欠席の連絡があり、障害児又はその家族等と連絡調整・相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として算定	94	
特別支援加算	通所支援計画を踏まえ、作業療法士等が特別支援計画を作成し、障害児ごとに日常生活動作等の訓練を行った場合に算定	25	
医療連携体制加算 (I)	医師の指示のもと、看護職員が訪問し、看護の提供を行った場合に算定	1人のみ	500
医療連携体制加算 (II)		2～8人	250
送迎加算	居宅・その他指定の場所から事業所まで、送迎を行った場合片道につき算定	54	
延長加算	営業時間外において、やむを得ない理由があり、障害児支援利用計画に記載されている場合に算定	1時間未満	61
		1時間以上2時間未満	92
		2時間以上	123
関係機関連携加算 (I)	障害児が通う関係機関と連携し、保護者の同意を得て、通所支援計画に関する会議を行い関係機関との連絡調整・相談援助を行った場合に1回を限度として算定	200	
関係機関連携加算 (II)	新たに、就学又は就職(就労支援施設を除く)の際に、保護者の同意を得て、就学先又は就労先に、状態や支援方法を記録した文書を渡し、連絡調整・相談援助を行った場合に1回を限度として算定	200	

※ 送迎は、なるべくご家族の方をお願い致します。(ご希望の場合は、ご相談下さい。)
 ※ 食事の提供は、原則行いません。(お弁当などを、ご持参ください。)
 ※ 1回のご利用につき、50円のおやつ代を別途いただきます。

【世帯所得ごとの負担上限月額】

(円)

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0
低所得	市町村民税非課税世帯	0
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円*未満)	4,600
一般2	上記以外	37,200

* 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

【放課後等デイサービス】

(円)

項目	サービス内容	自己負担額	
基本単価	利用定員が10人以下の場合	平日の場合	473
		土曜・祝日・休業日	611
児童指導員等配置加算	従事者のうち、1以上が児童指導員等である場合に算定	平日の場合	9
		土曜・祝日・休業日	12
児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者を専任で配置	205	
指導員加配加算	基準より児童指導員を多く配置	基準より児童指導員を多く配置	195
		基準より指導員を多く配置	183
家庭連携加算	保護者の同意を得て、居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に1月につき2回を限度として算定	1時間未満	187
		1時間以上	280
事業所内相談支援加算	保護者の同意を得て、30分以上、当該障害児のサービス提供の時間以外に、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に1月につき1回を限度として算定	35	
訪問支援特別加算	継続的に利用している障害児が、中5日以上連続して利用がなかった場合、居宅を訪問して家族等と連絡調整・働きかけ・見直し等を行った場合に1月につき2回を限度として算定	1時間未満	187
		1時間以上	280
欠席時対応加算	前々日までに、欠席の連絡があり、障害児又はその家族等と連絡調整・相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として算定	94	
特別支援加算	通所支援計画を踏まえ、作業療法士等が特別支援計画を作成し、障害児ごとに日常生活動作等の訓練を行った場合に算定	25	
医療連携体制加算 (I)	医師の指示のもと、看護職員が訪問し、看護の提供を行った場合に算定	1人のみ	500
医療連携体制加算 (II)		2～8人	250
送迎加算	居宅・その他指定の場所から事業所まで、送迎を行った場合片道につき算定	54	
延長加算	営業時間外において、やむを得ない理由があり、障害児支援利用計画に記載されている場合に算定	1時間未満	61
		1時間以上2時間未満	92
		2時間以上	123
関係機関連携加算 (I)	障害児が通う関係機関と連携し、保護者の同意を得て、通所支援計画に関する会議を行い関係機関との連絡調整・相談援助を行った場合に1回を限度として算定	200	
関係機関連携加算 (II)	新たに、就学又は就職(就労支援施設を除く)の際に、保護者の同意を得て、就学先又は就労先に、状態や支援方法を記録した文書を渡し、連絡調整・相談援助を行った場合に1回を限度として算定	200	

※ 食事の提供は、原則行いません。(お弁当などを、ご持参ください。)
 ※ 1回のご利用につき、50円のおやつ代を別途いただきます。

【保育所等訪問支援】

(円)

項目	サービス内容	自己負担額
基本単価	保育所等訪問支援を行った場合	916
訪問支援員特別加算	作業療法士等の専門性の高い職員を配置し、訪問支援を行った場合	375
児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者を専任で配置	205